

## 富山県がん対策推進協議会 部会設置要綱（案）

### （趣 旨）

第1条 富山県がん対策推進協議会規則第5条の規定に基づき、富山県がん対策推進協議会に、がん診療体制部会及びがん予防検診部会（以下「部会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 部会は、がん診療体制の整備及びがん検診の推進のための重要事項について専門的に調査審議するものとする。

### （組 織）

第3条 部会の委員は、県、市町村、医療、保健等に関する団体及び機関並びにがん対策に主体的に関与する民間団体の代表者等のうちから知事が任命する。

### （任 期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を代理する。

### （役 員）

第5条 部会に、部会長を置く。

2 部会長は、委員の中から会長が指名する

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

### （会 議）

第6条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

### （委員以外の者の出席）

第7条 部会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （庶 務）

第8条 部会の庶務は、富山県厚生部において処理する。

### （細 則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成26年5月22日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

## 富山県がん対策推進協議会 部会委員（案）

### 1 がん診療体制部会

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
公的病院長協議会	富山県公的病院長協議会長 (済生会高岡病院長)	飯田 博行	
県厚生部	富山県厚生部理事	井内 努	
県厚生センター	富山県厚生センター所長会長 (新川厚生センター所長)	黒澤 豊	
特定機能病院	富山大学附属病院長	塚田 一博	
県がん診療連携拠点病院	県立中央病院長	野田 八嗣	
県医師会	富山県医師会長	馬瀬 大助	部会長

(五十音順・敬称略)

### 2 がん予防検診部会

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
専門医	胃がん	高岡市民病院 検診部長	七澤 洋
	大腸がん	富山市民病院 健康診断部主任部長	青山 庄
	肺がん	(検診機関代表と兼務)	(能登 啓文)
	子宮がん	富山赤十字病院 第1産婦人科部長	桑間 直志
	乳がん	(県医師会代表と兼務)	(長田 拓哉)
県厚生センター	中部厚生センター所長	垣内 孝子	
保険者	全国健康保険協会富山支部 企画総務部長	後藤 義征	
県医師会 (担当理事)	富山大学附属病院 乳腺・内分泌外科診療准教授	長田 拓哉	
検診機関	富山県健康増進センター所長	能登 啓文	部会長
市町村	市町村保健師研究連絡協議会会長 (立山町保健センター所長)	前田 かつら	
事業主	(がん協定企業から選定)	(選定中)	

(区分毎に五十音順・敬称略)